

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市居住安定援助賃貸住宅事業の認定の取消し
根拠法令等の 名称・根拠条項	吹田市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要領 第23条
所管部室課名	都市計画部 住宅政策室
処分基準	吹田市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に関する要領 (抜粋) (計画の認定の取消しの通知) 第23条 市長は、法第56条第1項の規定に基づき、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すものとする。 一 法第42条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 不正な手段により計画の認定を受けたとき。 2 市長は、法第56条第2項の規定に基づき、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができるものとする。 一 法第49条又は法第50条第3項の規定に違反したとき。 二 法第50条第1項の承認を受けずに、法第40条第2項第7号に規定する者以外の者に賃貸したとき。 三 前条の規定による命令に違反したとき。
最近改正年月日	令和7年10月1日